

医療的ケア児支援（看護職員配置等）にかかる補助金

名 称	教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）【文部科学省】	特別支援教育費補助金【大阪府】 ※府から幼稚園等に対する補助
補助対象	医療的ケアを行う教員とは別に医療的ケア看護職員、介護福祉士等及び認定特定行為業務従事者の配置にかかる経費	私立幼稚園等に就園する障がい幼児の教育に必要な教員や看護師等の配置にかかる経費
事業主体	学校法人	学校法人等（宗教法人・個人立含む）
対象施設	幼稚園 ※幼稚園型認定子ども園については こども家庭庁「医療的ケア児保育支援事業」 の対象となるため除く	幼稚園、認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）
対象園児	幼稚園等に就園する医療的ケア児	幼稚園等に就園する障がい幼児 （医療的ケア児も対象となる）
補助基準	・人件費等補助対象経費の 1/2 以内	・対象園児が 2 人以上の場合 在籍 1 人あたり 784 千円
負担割合	・国 1/2 以内 ※施設負担（1/2 以上）	・国 1/2、都道府県 1/2 ※施設負担（超過分）
文部科学省補助金 と府補助金の 重複について	同一の取組に対して、文部科学省補助金と府補助金を重複して申請することは出来ません。 ただし、取組ごとに、財源や補助金の用途等を明確に区分することが可能な場合、文部科学省および府それぞれの補助金に申請することは可能です。 例えば、障がいのある医療的ケア児受入れのための取組として、「医療的ケア看護職員の配置」と「医療的ケア児受入れのための整備に係る物品購入」を行う場合、取組ごとに財源やお金の用途等の切り分けを行い、「医療的ケア看護職員」については文部科学省補助金へ申請し、「医療的ケア受入れのための整備に係る物品購入」については府補助金へ申請することは可能です。 ※同一の取組に対して、文部科学省と大阪府へ重複した申請を行う場合は、事前に府私学課までご連絡ください。 ※同一の取組に対して、文部科学省と大阪府へ重複した申請を行う場合、府私学課への申請時に「同一の取組に対して文部科学省の補助金にも申請を行っている」旨を、それぞれの申請金額等を含めて申請書に記載いただく必要があります。 ＜重複の申請が可能となる場合（イメージ）＞ <pre>graph TD subgraph Project [医療的ケア児支援に関する同一の取組] direction TB A[看護職員の配置] B[物品の購入] C[財源・補助金の用途等を切り分ける。] C --> A C --> B end D[文部科学省補助金] --> A E[府 特別支援補助金] --> B</pre>	